

1. 自己紹介

北海道のオホーツク海から来ました中村です。

本日は、私がさけ定置漁業で、組合自営と競願することになった経緯を、お話ししたいと思います。

私が加入している組合の所在地、及び組合内容

私が加入している組合は、湧別漁業協同組合と言います。当組合は北海道の道東オホーツク海に面しています。なかなか、地理的位置を想定しづらいかと思いますが、日本で一番大きな汽水湖、サロマ湖があります。このサロマ湖のおかげで、当組合は日本でも非常に裕福な組合であります。オホーツク海では、さけ定置網、ます定置網、毛ガニ籠漁、カレイ刺網、底建網、たこ箱、ニシン刺網、ホッキ桁曳き、サロマ湖ではホタテ養殖、カキ養殖、エビ籠漁、ウニ桁曳き、等、多くの漁業が営まれています。特に当組合でのホタテ桁曳きは、基幹漁業として、大きく貢献しております。全組合員がサロマ湖にてホタテのラーバを採取し、ある程度の成長後、籠に移し替え、1年間、サロマ湖で育成します。その稚貝をオホーツク海に放流し、3年後に採取します。当組合の年間漁獲高は60億～80億ですが、その漁獲高だけで30億以上となります。この漁業は部会を組織し経営しており、その利益を180名の組合員に配当金として拠出しています。因みに、昨年度の配当金は、一組合員、およそ1千400万円でした。

2. 組合とさけ定置業者との確執

(イ) 平成16年から、既存のさけ定置業者に（既存のさけ定置業者は、大定置10名、小定置14名の二つの経営体がある。）組合員全員でさけ定置を営みたいとの申し出がありました。と言うのも、近年さけ定置の水揚げが非常に好調に推移しており、所得がさけ定置を営んでいない組合員との格差が出始めたからです。無論、過去においては非常に経営が苦しい時代もありましたし、他の組合もさけ定置を営んでいた時もありました。過去に経営がおもわしくないとの理由から、その漁業から撤退したのです。この問題で、数回にわたり、組合との話し合いが行われました。我々としても、祖先の時代から長年営んできた経緯もあり、最初は断り続けておりましたが、組合からの圧力もあり、配当利益の配分の仕方、資産の処分の仕方、共同漁業権の見直し等を申し出しましたが、合意には至りませんでした。

(ロ) 平成17年8月11日の理事会にて、先に説明をしたホタテ桁曳きの配当比

率を変更するとの決議がなされ、臨時総会にて可決されました。当然、出資金を出さなくて配当がもらえるとの事で、多くの組合員が賛成をしました。その内容というのが、「理事会が必要と認める場合は、ほたて漁業行使持分を制限することができる。」というものでした。

(ハ) 納得のいかない我々既存のさけ定置業者は、平成17年9月9日に「理事会決議無効確認請求」という訴状を裁判所に提出し、裁判が始まりました。

(ニ) 話を捕捉しますが、さけ定置を営んでいる間、毎年、さけ定置の漁獲高に応じて、漁場管理費という名目で、漁獲高の一部を組合に拠出してきました。漁獲高が小さいときには払わなくてもいいのですが、漁獲高が大きくなるときには大きな金額となります。これは過去に組合と既存のさけ定置業との者取り決めとしてありました。訴訟期間中、組合から漁場管理費を廃止するとの通告がありましたので、こちらでその金額を計算し、毎年、供託してきました。

(ホ) 平成20年5月に双方の合意の下、和解がなされました。

和解内容というのは

- a. ほたて持分制限の決議を撤回する。
- b. ほたて持分配当金を既存定置業者に支払う。
- c. 裁判所に供託した金額を組合に支払う

＊3年間のほたて持分配当金、供託した金額はともに、およそ9千万でした。

3. 第12次のさけ定置免許申請

平成21年の免許申請は特に問題もなく進みました。

4. 第13次のさけ定置免許申請

(イ) 平成23年6月の地区懇談会の説明会にて、第13次のさけ定置は自営で免許申請をするとの説明がありました。

推測：漁業法の16条、定置漁業の優先順位において、8項の自営が第一優先順位である。

(ロ) 既存定置業者の動向

漁業法16条、6項の法人格を持つことにより、6項の条件を満たすこと。また、現在の組合は8項の条件を満たさないので、競願の場合は勝てる。よって、付き合いのある弁護士の紹介で司法書士を紹介してもらい、司法書士との話し合いの結果、現状では合同会社がいいという事で、会社を設立する。合わせて、税理士とも懇談し、今後の会社の経理を一任することにした。

(ハ) 漁場計画の説明会、公聴会が開催される。

(ニ) 漁場計画樹立の協議

オホーツク振興局（北海道は広大なため、道の支所がある）が競願は認めないので、組合と協議するようにとの事。ここで疑問であるが、漁業法で、競願のための優先順位がなぜ記載されているのか、また、競願の場合は漁場設定をしないとまで言っている。知事は特別なことがない限り、漁場設定をしなければならないはずなのに。この会議は9回行われましたが、結局、まとまりませんでした。

その他にも個人的にはあるが、海区の委員長と副委員長が間に入り、協業化し、その配分率等も提示されましたが、協議の途中、組合の一方的な中断で終わりました。

(ホ) 免許申請前の組合、既存定置業者の動向

組合～海区調整委員はオホーツク海、10組合の組合長で構成されているため、海区に意見書等を提出するのは難しい。組合は自営としての要件を満たしていないので、それを満たすために、准組合員を90名以上増やしてきた。既存定置業者～大定置、小定置、それぞれの会社で臨時雇用の社員を増員し、漁民世帯の数を増やす事により、自営の7割要件を阻止する事とした。臨時雇用に係る費用は、両会社で2千万円以上かかりました。

5. 第13次さけ定置免許の公示

第13次のさけ定置免許の公示が平成26年3月にありました。当然、私たちも申請し、予定通りの競願となりました。

4月25日が免許申請の期限でしたが、6月に入っても推測していた通り推測していた通りいっこうに結果が出ませんでした。

6月30日に、北海道庁の水産林務部から、対話をしたいという事で、湧別

町に来ました。ここでの会話というのが、この時期に何を話に来たのかという事です。推測した通り、他愛のない話で終わりました。道としては、競願のため、少しでも行動をしたという既成概念を作りたかったのではないかと思います。

6. 第13次さけ定置の免許

7月4日、北海道知事から、不免許の通知が来しました。
この事については、私たちは予想をしていた通りです。その期間、弁護士と打合せ等をして、異議申立を考えていました。
これにより、知事へ異議申し立てを7月28日に行いました。
平成27年1月30日に異議申し立ての棄却がありました。
これにより、私たちの今後の動向としては、知事を相手として訴訟しかなくなりました。半年に及ぶ弁護士との打ち合わせや、自営の要件を満たしたという漁民世帯等を調査しました。時の経過とともに、共同者からは私たちも加入している組合との争いはやめようとの意見が出、最終的には、このまま組合自営を認める形となりました。

7. 組合自営後の現状

現在、組合は自営としてさけ定置を営んでおりますが、組合が目指すのは、協業化（任意団体でさけ定置を営む）であります。このようにすることで、利益を全額配当金として拠出できるからです。組合自営ですと、剰余金の7%（商法に基づき、組合定款で定めている）しか、しかも組合員の出資額に応じてしか配当できません。

先に准組合員の説明をしましたが、彼らのほとんどが出資金1,000円での加入です。正組合員の平均出資額はおよそ14,000,000円です。准組合員として組合が促進したにも関わらず、全くメリットがありません。

ここで免許期間中でありながら、一度免許を返上し、新たに協業化で免許を取得したいとの話が出てきており、私たちの資材を買い取るから、付帯条件として、会社を解散して欲しいとの事も言ってきています。仮に、会社を解散したとしても、協業化した組織は、さけ定置の経験値はゼロですので、私たちが個別に申し込んでも、免許の行方は分かりませんし、知事が期間中での返納は認めないと思います。

8. 総括

さけ定置漁業の自営での操業を、湧別漁協の事業経営の一基盤をしようとしても、黒字経営で安定状態にある漁協の現状を考えると、経済的な面での目的は、否定せざるを得ない。また、定置漁業を経営しないからといって組合の運営が根底から覆るとも考えられません。

さけ定置漁業の組合自営は、協業化のための手段であり、真の目的ではない。すなわち、漁業法で言う第1優先順位を獲得し、既存定置業者より漁業権を奪うことを目的に自営で免許の付与を申請するものである。

平成25年7月19日の全体集会の組合長の冒頭の挨拶にも、目的は、協業化という経営形態が真の目的で、自営は最終目的ではないと述べている。

また、過去の地区別懇談会において、「今後のさけ定置漁業の取り扱い」という資料の中に、その目的等が具体的に示されている。

総合的にみて、自営によって達成できる「目的の程度」は低いと考えられます。しかし、自営選択は、積極的な選択ではなく、協業化交渉不調・免許切り替え時期到来に伴うやむを得ない選択技の一つであると考えられます。つまり、既存さけ定置業者との協業化交渉が「既得権」主張等により進展が望めない場合、「既得権」を排除しつつ、最終的には協業化経営に移行するための経過措置としての考えです。一旦、組合がさけ定置漁業権を取得することが目的となります。取得後、次の免許切り替え（5年後）又は道との協議（免許期間内）により、協業経営に移行することを予定しています。

これからも、将来に向けて恒久的な経営方針としての自営が目的ではなく、漁業権取得のためだけに行われる自営で、5年後には「個人の免許にする事」、これが真の目的である等、決して許されない申請目的であります。このように漁協の自営目的は非人道的であり、漁業権取得の意思を欠く偽装ともいえる内容でありました。

北海道水産林務部は、12次の漁業権切り替え方針の中で定置漁業の経営参画の取り扱いの中で参画者は免許期間中継続して経営及び従事する者により構成されるもので、免許時のみの実態なき構成員が参画することにはならない。また、漁業協同組合自営については、漁業法の自営要件を満たすことは無論、免許後において第三者に経営を委ねることのないようにとしています。このことから自営の免許中

には、協業化としての経営は不可能であります。従って、漁協は免許取得するためのみの手段としての自営を目的にしています。これは前述したように、行政からの指導事項に違反する行為でもあります。

漁業協同組合は組合自身の利益を事業の最終目的としてはなりません。従って剰余金の配当が本来の目的にもなりません。剰余金は、組合が事業活動を通じて組合員に奉仕をした結果、自然に生じた剰余を組合員に割り戻すという性格のものであり、あくまでも、組合員のために直接奉仕するのが、組合の目的のはずです。

＊水協法第4条（組合の目的）組合は、その行う事業によってその組合員又は会員のために直接の奉仕をすることを目的とする

さけ定置漁業権が組合自営へと移転することに伴い、漁業協同組合が果たすべき役割として、さけ定置漁業を精神的、経済的支柱としてきた既存さけ定置漁業者に対し、何の補償、手当も示さず、自営という名目で漁業権を取得する事だけに終始するのは、組合活動の主たる目的、精神に反する行為であります。

さけ定置漁業者も組合員の一人であります。さけ定置自営計画と同時に、共同漁業権の調整を示し、漁業協同組合としての役割を果たさなければならないはずであります。

具体的には、共同漁業権、さけ定置、区画漁業権を総合的に考慮し、漁業調整をしてきた組合、各種兼営規制、持ち点による審査を導入し、機会均等を図ってきたはずである。この度、さけ定置5ヶ統全ての自営化という大改革を打ち出した以上、当然、全ての漁業権を白紙として、見直すのが組合員に対する責任ある組合の使命であると思います。

もちろん、今後予想される経済的格差の実態を示し、自営後の組合員の均衡ある発展について具体的数字をもって、説明すべきです。免許取得のみに終始する組合の姿勢は、誰が考えようとも、民主的な組合経営とは言えません。

さけ定置漁業自営により、漁業権の調整を受けたとしても、新規にすべてのものを調達するとなれば、初期投資に伴う負担により収支は数年にわたり低調、または赤字になるのは必至であります。

これは見直しを受けた他の共同漁業権を行使する組合員にも同様の投資が求められる（すべての漁業権を白紙にした場合）ものであり、組合がとるべき経営方針とは乖離するものであります。

漁船、漁網、倉庫、番屋、車両関係その他機器や人材等を新規に調達する計画なら、私たち組合員にとっては全く不経済な計画であり、組合員のために全くならない、将来を危惧せざるを得ない経営方針であり、経営責任を問わなければ由々しき問題であります。また、将来に禍根を残す行為でもあります。湧別の浜には、現にさけ定置の生産施設、資材があるにもかかわらず、いずれかを寝かせる結果となります。これをよしとする組合経営について断固反対すると共に、行政にも競願時に介入したように、組合経営の指導をお願いしたいと思います。

漁業調整、漁業協同組合育成強化、及び地元漁民に対する漁利の均霑を名目に、自営の名の下、既存のさけ定置業者から漁業権を奪い、一部組合員の利益や漁業権移転による充足感を図ろうとしています。これらは、既存のさけ定置業者の組合員としての存在及び生存そのものを脅かす差別極まりない行為でもあります。組合活動が全ての組合員のためにあるとするならば、誰のためだけの組合活動なのか、疑義が生じます。日頃、組合長の大切にしている報徳の精神とは大いにかげ離れている結果に思われてなりません。